

第 7 9 回

## 愛知県消費生活審議会会議録

平成 2 7 年 7 月 3 1 日  
於 愛知県議会議事堂ラウンジ

愛知県県民生活部県民生活課

## 目 次

会議録（要旨） .....	1
次 第 .....	1 7
配付資料一覧 .....	1 8

## 1 開 会

○事務局（県民生活課長）

ただいまから平成27年度第1回愛知県消費生活審議会を開催いたします。

本県では「さわやかエコスタイルキャンペーン」中につき、軽装で失礼させていただきます。議長へ引き継ぐまでの司会を務めさせていただきます、県民生活課長の柴田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、東会長からごあいさつをお願いいたします。

## 2 あいさつ

○東会長

本日は、平成27年度第1回の愛知県消費生活審議会に、御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

皆様御承知のとおり、本審議会ではこれまで、愛知県の消費者行政に対して様々な提言を行ってきたわけですが、昨年11月には「次期愛知県消費者行政推進計画のあり方について」答申を行いました。県では、この答申に基づき、今年3月に第二次消費者行政推進計画となる「あいち消費者安心プラン2019」を策定されたところです。

県民の安心できる消費生活を確保していくために、県では、計画に定めました様々な施策を是非着実に推進していただきたいと思いますと思っております。

また、新計画は県の消費者教育推進計画としても一部が位置付けられているということがございます。そこでは、主体性のある消費者の育成ということがひとつの大きなテーマになっておりますので、ここにお集まりの様々な関係者、団体の皆様で連携して、まさに体系的、効果的、総合的な消費者教育の推進を目指してまいりと思っております。

どうぞ今年度も委員の皆様には忌憚のない御発言をお願いしたいと思っております。引き続きよろしく願いいたします。

○事務局（県民生活課長）

どうもありがとうございました。

続きまして、川島県民生活部長からごあいさつを申し上げます。

○川島県民生活部長

県民生活部長の川島でございます。

本日は、大変暑い中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。第1回愛知県消費生活審議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中を御出席いただき、また、日頃から本県の消費者行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますことを、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

先ほど、東会長のごあいさつにもございましたように、昨年11月に、この審議会から「次期愛知県消費者行政推進計画のあり方について」答申をいただきまして、この答申に基づきまして、本年3月に第二次の消費者行政推進計画となります「あいち消費者安心プラン2019」を策定することができました。委員の皆様には大変熱心に御審議いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

この計画には、答申で御提言をいただきました、「消費者被害の救済・未然防止の強化」、それから「主体性のある消費者の育成」、「消費生活の安全・安心の確保」の3つの目標のもとに、110の具体的施策を盛り込んだところでございます。

これに基づきまして、本年4月には、早速、愛知県消費生活総合センターを設置し、県の相談機能の強化、それから、市町村の相談窓口への支援に取り組んでいるところでございます。今後もこの計画に沿いまして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、この7月から、消費者庁の消費者ホットラインが3桁化されまして、「188」、「イヤヤ」と読むようですが、「イヤヤ」による案内が開始されました。これは、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられる体制を全国的に整備するという取組でございますけれども、県といたしましても、市町村における消費生活センターの設置促進などによる消費者問題解決力の高い地域づくりや、高齢者等を消費者被害から守る仕組みづくり、それから、体系的な消費者教育の推進などの課題に取り組み、全庁的に消費者行政を一層積極的に推進していく必要があると考えております。

本日の審議会では、新計画の効果的な推進にあたりまして必要となる事項について御審議をいただく予定でございます。

委員の皆様には、活発な御審議をお願いいたしまして、私のからのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局（県民生活課長）

本日の審議会の定足数につきましては、19名の委員の内17名が御出席ということで、過半数の方に御出席をいただいておりますので、会議の定足数を充たしておりますことを御報告させていただきます。

なお、前回より委員の交代がありましたので、ここで御紹介をさせていただきます。加藤庄平委員に代わり、愛知県中小企業団体中央会副会長の滝幹夫委員です。

○滝委員

滝でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（県民生活課長）

小島教満委員に代わり、愛知県商工会連合会副会長の田中浩三委員です。

○田中委員

田中でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（県民生活課長）

また、本年度は新たな消費者行政推進計画の開始年度にあたりますので、新計画の取組や具体的な施策について調査審議していただくということで、お手元の名簿がございますとおり、専門委員5名を委嘱させていただきます。

名簿の順に御紹介させていただきます。

本日は御欠席でございますが、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会事務局長の岩瀬弘昭委員です。

次に、特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海理事・事務局長の外山孝司委員です。

○外山専門委員

外山孝司です。よろしくお願いいたします。

○事務局（県民生活課長）

公益社団法人消費者関連専門家会議会員の林寿光委員です。

○林専門委員

林です。よろしくお願いします。

○事務局（県民生活課長）

元愛知県立愛知商業高等学校長の村田孝夫委員です。

○村田専門委員

村田です。よろしくお願いします。

○事務局（県民生活課長）

愛知県小中学校長会副会長で、名古屋市立山吹小学校長の山内敏之委員です。

○山内専門委員

山内です。よろしくお願いします。

○事務局（県民生活課長）

専門委員の皆様につきましては、専門的な見地から御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、本日の審議会には、傍聴の方が1名ありますことを御報告いたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りしました資料1～6につきまして、本日お持ちでない方がありましたらお申し出ください。それ以外に参考資料をいくつかお配りしておりますので、足りなければお申し出ください。

### 3 議 事

○事務局（県民生活課長）

それでは、さっそく議事に入らせていただきます。

審議会規則第4条によりますと、審議会の議長は会長が行うこととなっておりますので、以後の進行につきましては、東会長にお願いをしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（東会長）

それでは、僭越ながら進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、運営要領第5に基づく会議録の署名につきまして、村上委員と柘植委員にお願いしたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

## （1）愛知県消費者教育推進地域協議会について

○議長（東会長）

では、議題の1点目、愛知県消費者教育推進地域協議会につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（伊藤主幹）

愛知県県民生活課の伊藤でございます。それでは議事の1番目、愛知県消費者教育推進地域協議会について、資料の1で御説明させていただきます。

（資料1に基づき愛知県消費者教育推進地域協議会について説明）

○議長（東会長）

御説明ありがとうございました。ただいま詳しく御説明がありましたように、本審議会を消費者教育推進地域協議会として位置づけることが今回皆様に御了解いただきたい点でございます。これに関しまして、過去からの経緯、それから他の県などでも同様の取り扱いをしている、さらに要綱も今回準備されておりまして、この件につきまして、皆様に御了解いただけましたら、本日付で要綱が施行されるということでございます。何かこの件につきまして、御質問や御意見がございますか。

（意見なし）

よろしいでしょうか。それでは、今回より、当愛知県消費生活審議会を愛知県消費者教育推進地域協議会として位置づけることといたしますので、よろしくお願いいたします。

## （2）あいち消費者安心プラン2019について

○議長（東会長）

では、議題（２）あいち消費者安心プラン 2019 につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（伊藤主幹）

それでは、引き続き御説明させていただきます。

（資料 2、3 に基づきプランの概要について説明）

○議長（東会長）

資料 2、一部資料 3 も参照しながら御説明いただきました。このプランの二つ目の目標の「主体性のある消費者の育成」の部分が消費者教育推進計画にあたるという位置づけを御紹介いただいた後、4 つの課題に対応する計画の特徴について詳細に御説明いただきました。また、議題の 4 で平成 27 年度の実施予定事業について詳しい御説明をいただけるということでございます。最後に数値目標のことも御説明いただきました。何か、これにつきまして御質問や御意見はございますか。

○外山専門委員

専門委員の外山です。消費者被害防止ネットワーク防止東海の理事と事務局長をしておりますが、私共の団体は適格消費者団体となっております。

先週、平松主幹にも参加していただきまして、情報共有会議を開催させていただきました。そこでも説明させていただきましたが、今日出ているこの資料 3 につきまして、平成 27 年 3 月消費者庁と書いてありますが、こちらのカラーの PDF は、消費者庁のホームページに平成 27 年度先駆的プログラムという形で出ているものです。政策目標 3 の部分が、資料 3 では「適格消費者団体の空白地域の解消」ということが謳われていますが、平成 27 年度版ではそこが変わりまして、「消費者被害回復制度の運用に向けた活動の支援」に変わっています。その中身は、「消費者団体訴訟制度（被害回復）の担い手となる特定適格消費者団体設立に向け、消費者団体、適格消費者団体に対する支援を実施」となっておりまして、この部分は正確ではないので修正をお願いしたいということです。

それで、その事業の中身としましては、3 月 7 日に適格消費者団体連絡協議会というものがありまして、兵庫の姫路でやりましたが、その時に、消費者庁消費者制度課から説明がありました。具体的な適格消費者団体に対する支援として、110 番電話

相談等の消費者からの被害情報収集活動、シンポジウム、セミナー開催による普及啓発活動、適格消費者団体の基盤強化のための事務機器の購入という項目があると報告がありまして、県の方へも適格消費者団体から要請してくださいという話がありました。私共も特定適格消費者団体を目指したいと思っておりますので、来年度に向けて県の方へ要請をしたいと思っております。

そういうこともありますので、資料3のその部分の訂正をお願いしたいと思います。

○議長（東会長）

ありがとうございました。今御発言いただきましたように、資料3の政策目標3の内容について、平成27年度版のものが新しい内容になっているということです、そちらに差し替えをお願いしたいということでございます。事務局の方から何かございますか。

○事務局（伊藤主幹）

どうもありがとうございます。私共の方で確認が遅れているかもしれないのですが、27年度版の新しい地方消費者行政強化作戦が出ているということでございますか。

○外山専門委員

消費者庁のホームページにPDFで出ています。

○事務局（伊藤主幹）

そうですか。失礼いたしました。確認させていただきまして、そういうことであれば訂正させていただきます。そういう文書があれば通知が来ていると思いますが、情報が遅れているようで申し訳ありませんでした。

○議長（東会長）

それでは情報を御確認のうえ、委員の皆様にもその内容を通知いただけたらと思います。どうも御指摘ありがとうございました。

他に何か御質問、御意見などございますか。

よろしいでしょうか。それでは今御指摘をいただいた点を御確認いただくということで、プランの骨子につきまして委員の皆様方に御了解いただけたということで、先

に進めてまいりたいと思います。

### (3) 愛知県消費者行政推進計画の進捗状況の確認等について

○議長（東会長）

では、続きまして、議事の3点目になります。愛知県消費者行政推進計画の進捗状況の確認等について、事務局より御説明をお願いします。

○事務局（伊藤主幹）

それでは、引き続き、愛知県消費者行政推進計画の進捗状況の確認等について、資料4で御説明させていただきます。

（資料4、5に基づき各施策の内容、進捗状況等を説明）

○議長（東会長）

御説明ありがとうございました。ただいま、愛知県消費者行政推進計画の進捗状況ということで、平成22年度から昨年度、平成26年度までのこの計画の評価につきまして一覧表で御説明いただきました。特に26年度については、5年間の最終年ということでございまして、5年間の評価も合わせて御報告いただいております。C評価のもの、それから、その他特徴的な施策の補足の説明もいただいたところでございます。膨大な資料で追っていくのも大変だったかもしれませんが、この段階で御意見や御質問がございましたら挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

皆様考えていらっしゃる間に私から1点だけ御質問させていただきたいのですが、資料5の方で、概要をまとめられたということでしたが、これは、県民が理解しやすいようにまとめましたということだったのですが、この内容はどのような形で県民の皆様に対して公表されるのでしょうか。

○事務局（伊藤主幹）

説明が十分でなかったので申し訳ありませんでした。審議会において、進捗状況等を確認・評価していただいた結果と、それから、合わせてこの概要につきましては、ホームページで掲載させていただくという形で県民の方に御覧いただくということになります。

○議長（東会長）

そうしますと資料4の方も合わせて掲載されるということでしょうか。ではなくて資料5の方だけが掲載されるのでしょうか。

○事務局（伊藤主幹）

評価の部分についてはホームページには掲載いたしません、審議会で確認・評価していただいた結果については公表させていただくということです。AとかBとかは審議会で進捗状況を理解しやすいよう入れてありますので、この部分は掲載されないということでございます。

○議長（東会長）

よく理解できました。ありがとうございました。

他に何か御質問はございますか。

○近藤委員

資料4の11ページの下から5段目ですが、消費生活モニターのところ。評価がCとBになっている理由は、おそらくモニターの委嘱の人数が伸び悩んでいるためかと思うのですが、目標が毎年度400人で、平成26年度が199人ということで、数字が伸び悩んでしまった理由もお聞きしたいと思います。新しい今年度からの計画でも、おそらく消費生活モニターに重要な役割を果たしていただけたらと思いますので、その点をお聞きしたいと思います。

○事務局（伊藤主幹）

消費生活モニター制度についてまず御説明いたします。県民の皆様に消費者行政に実際に参加していただくために設けられた制度でございまして、委嘱したモニターの方に危険な商品でありますとか、不当な表示、悪質商法などの観察・通報などを行っていただきまして、その情報をもとに、他の関係機関に情報提供をして、指導をしていただくというものでございます。

消費生活モニター数400名というところで、実際にはなかなか委嘱件数が目標に達していないということで、こういう評価になっています。この部分は、消費生活モニターに対する謝金というか経費的なものが必要でございまして、全体の予算の制約

の中で、毎年必要なモニター数という形で推移しており、結果として、こういう人数になっております。人数の減少は、お願いしたモニターの方に可能な限りいろいろな情報提供をしていただくように、一人の方からなるべく多くの情報を提供していただくように、研修会などを通じて説明させていただいておきまして、そういうことで、初期の目的をなるべく達成していきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（東会長）

ありがとうございました。他に何か御質問、御意見などございますか。

よろしいでしょうか。それでは、特に御意見もないようですので、進捗状況の確認、そして評価も含めまして、こういった状況であることを、この審議会の委員の皆様にご理解をいただいたということで、進めてまいりたいと思います。

#### **（４）あいち消費者安心プラン 2019 の平成 27 年度実施予定事業について**

○議長（東会長）

次の議事に入りたいと思います。4 番目でございます。あいち消費者安心プラン 2019 の平成 27 年度実施予定事業についてでございます。事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局（伊藤主幹）

こちらの方は資料 6 で御説明させていただきます。

（資料 6 に基づき主な施策の実施予定事業を説明）

○議長（東会長）

御説明ありがとうございました。非常にたくさんの施策について御説明いただきましたが、目標 1 の「消費者被害の救済・未然防止の強化」についての 29 施策、目標 2 の「主体性のある消費者の育成」についての 44 施策、目標 3 の「消費生活の安全・安心の確保」についての 37 施策、合計 110 の施策がございまして、これは 5 年間の施策ですが、このうち、重点的に取り組みたいものについて御説明をいただいたところでございます。何か御質問や御意見はございますか。

## ○清水委員

全相協の中部支部の清水でございます。5 ページの目標 2、「主体性のある消費者の育成」の 39 番です。「消費者教育の担い手となる人材の育成」とありますが、国民生活センターの養成講座、2泊3日に3人行かれるということでもいいのですが、2泊3日の講座も充実していますが、すぐに担い手となれるような人材の育成とはいかないと思います。継続的に相談員のレベルアップが必要かと思われまますので、最初の1ページの目標 1、7番、「消費生活相談員等研修の充実・強化」、こういったところでも、いわゆる講師のレベルアップができるような、相談員の教育にぜひとも力をいれていただきたいというお願いでございます。

もうひとつ、1 ページ、3 番の「市町村における消費生活センターの設立促進」の部分ですが、目標としましては、全市町村に窓口が配置されまして、ここ 2、3 年は、今度は充実化ということで、できれば週 4 日の消費生活センター化をする努力をしていくべきかと思うのですが、市町に聞きますと、県の部長さんがお願いに来ても、なかなか市町の方々の意識に格差がありまして、月 1 回で相談も入らないので何が必要かといった声も、残念ながら今、市町にあります。ぜひとも引き続き県の方からお願いをしていただけたらと思います。

そういった中で県の相談員はほぼ 100%、研修は充実しているのですが、市町の相談員につきましては、これも残念なことなのですが、県から相当お願いはされると聞きますが、実際は交付金等の申請が面倒であるということで、全く研修がない相談員もいます。県からお願いはしていただいていると思いますが、この 2、3 年が正念場でございますし、平成 30 年に向けて、センター・オブ・センターの一か所になるということですので、ぜひとも、その辺のお願いをしたいと思います。

最後に 188 化で 7 月 1 日にどうなるかと思っていましたが、土日は県の方が相談員を強化していますので、私は、名古屋市の消費生活センターに勤めておりますが、以前ですと、お互いのセンターに電話が入らないといった苦情があったのですが、7 月 1 日以降、そのような声はないように思います。これは強化の成果ではないかと思われまますが、国の 188 の PR があまりされていないということもあるかもしれませんので、引き続き、よろしく願いいたします。

## ○議長（東会長）

ありがとうございました。御質問というよりは御意見、御提案ですね。消費者教育

の担い手に関する事、相談員の研修に関する事、即戦力をつけていただくということについての充実ですね。それから、市町村の消費生活センターの設置のことと合わせて、相談員の研修のこと、また188化のことでPRをとの御意見をいただきました。何か事務局の方でございますか。

○事務局（平松主幹）

県民生活課の平松でございます。

まず、「消費者教育の担い手の育成」ということでございます。正直申しまして、これまで県の相談員は消費者教育ということをしておりませんでした。したがって、従来ですと、相談員に徹していたわけですが、今年度からは、プランにありますように、相談員の方に国民生活センターの研修プログラムに参加いただく予定となっております。もう既に8月から3名の方に、消費者教育の講座の講師として出させていただくようお願いしております。こうした研修に出つつ、講座の回数を増やして、経験を積んでいただき、相談員自らが消費者教育の担い手であるという意識を高く持っていただいて、今後も取り組んでまいりたいと思います。

それから、市町村の相談員の研修の件でございますが、実は、本日、市町村の相談員向けの研修を行っておりまして、ちょうど今自治センターでやっているところでございます。今日は全体研修ということで、多重債務に関する相談、あるいは消費生活相談の中でも最近増加が著しい電子商取引に関するトラブル、その対応策について、専門家である弁護士や司法書士の方から講義を受けているということでございます。それから、今年度から、消費生活総合センターの中に「専門分野チーム」というものを設けておりまして、不動産と情報通信の2つの専門分野チームにより、高度な専門分野の相談にも対応できるように調査研究をしているわけですが、そういった研究成果を踏まえまして、もう一度全体研修の中にフィードバックする形で3月に研修を行うことを計画しております。その他に、市町村の相談員に参加していただく相談員等のレベルアップ研修を開催しておりまして、市町村の相談員の方に研修を通じて幅広い知識、ノウハウを伝えていきたいと思っております。

それから、新しく市町村で相談窓口ができるにあたっては、相談員の確保が喫緊の課題でございますので、さきほどお話がありましたように、平成22年度、23年度、昨年度と3回養成いたしまして、今のところ44名の有資格者がおります。また、そういった方々を含めまして、新しく県民生活課で「人材バンク」という制度を設けま

して、さらに44名以外の方も幅広く有資格者を募ってこの人材バンクを充実させていき、市町村からの求めがあればいつでも相談員の情報を提供できるような体制づくりに努めてまいりたいと思っております。

最後に188の件でございますけれども、188を通じて受けた相談が、7月1日から15日の間に100件以上ありまして、県の相談窓口では188によって相談件数が増えていると理解しております。また、今日、お手元に配布させていただいていますが、啓発紙「あいち暮らしっく」や、WEBサイト「あいち暮らしWEB」でも188を使っただけのように広く呼びかけているところでございます。以上でございます。

○議長（東会長）

ありがとうございました。御指摘いただいた点につきましても徐々にいろいろ進めていただいているようですので、また一層推進していただけたらと思います。

他に何か御質問、御意見はございますか。

○伊藤委員

伊藤です。お願いします。6ページの49番の具体的施策、「ホームページ、SNS等を活用した情報発信の充実」の御説明の中で、平成27年度実施予定事業は年間36万件のアクセス件数ということで、発信力を強化してアクセス件数を、というようなお話だったのですが、具体的にはどのように発信力を強化して目標件数を達成するのかというのが一つ目の質問。次に11ページ、102番の施策「消費者への速やかな情報提供」で、ホームページ、SNS等による情報発信39件とありますが、これは39件の情報を発信するということなのでしょうか。以上2点です。

○議長（東会長）

事務局、お願いいたします。

○事務局（平松主幹）

まず、ホームページによる情報提供の強化ということでございますが、私共の「あいち暮らしWEB」をリニューアルしましたのが平成25年の3月でございます。またご覧いただければと思いますが、以前に比べましてかなり見やすくなっておりまし

て、消費者トラブル事例、消費生活情報、消費者教育、相談窓口、県の取組を紹介させていただいております。とりわけアクセス数が多いのが県の消費者トラブル事例です。これがかなりアクセス数多くて、やはり見る方は、どんな手口でどんな風にして被害があるのかということに非常に関心が高いと思っております。このように、アクセス数がどの項目で多いのかということ进行分析しておりますので、なるべく消費者の方のためになるような情報を優先的に、新しい情報を加えて提供していきたいと思っております。ということで、できるだけ分かりやすい情報に努めるとともに、消費者教育ということで、さきほどから言われていますように、いろいろな世代、幼稚園児、小学生、中学生、高校生、大学生から、高齢者まで、幅広い消費者教育に対応できるように、とりわけ小学生や幼稚園の方でもホームページに親しんでいただけるようにキッズWEBというのをやっております、カルタで覚える消費者標語のようにいろいろな工夫をしながらやっております。今後とも、こういったことで発信力を強化していきたいと思っております。

○伊藤委員

2点目の方は。

○議長（東会長）

そうですね。11ページ、102番のホームページ、SNS等による情報発信39件についての御質問がもうひとつございます。

○事務局（平松主幹）

これは「あいち暮らしWEB」で提供しております、主に消費者庁からいただいた消費者情報で、何か事故があった場合に県に届きますので、それを届いたら速やかに情報提供することをやっております、その件数でございます。

○議長（東会長）

実績数なのでしょうか。

○事務局（平松主幹）

消費者庁から情報提供いただいているものに加えまして、県からも情報提供してい

る件数です。今年度発信していく予定のものです。

○議長（東会長）

39という半端な数はどうしてでしょうか。39の具体的予定があるということですか。それとも過去の実績がこれぐらいでほぼ同じという意味で書かれているのでしょうか。

○事務局（平松主幹）

これが5年計画ということで、31年度には50件以上を情報提供していくということでございますけれども、25年度に33件ございましたものを、27、28年度で39件、29、30年度で45件というふうに、情報の提供数を上げていこうという、過渡的な数字でございます。端数が出ておりますが、そういったことで御理解いただきたいと思っております。

○議長（東会長）

ありがとうございました。他に何かございますか。

よろしいでしょうか。そうしましたら、この予定に従って、着実に今年度のプランの施策を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

## (5) その他

○議長（東会長）

最後に、その他ということになっておりますが、平成26年度の消費生活相談の概要につきまして事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局（平松主幹）

続きまして、平成26年度の消費生活相談の概要を御説明いたします。

(参考資料「あいちクリオ通信」により説明)

○議長（東会長）

御説明ありがとうございました。いろいろと特徴的な事例などの御紹介をいただいたところでございます。また詳細は資料が他にもたくさんございますので御覧いただ

けたらと思います。何かこの段階で御質問などございますか。

(質問なし)

よろしいでしょうか。そうしましたら、資料をたくさんいただいておりますので、それぞれにつきまして、御質問等ございましたら事務局の方へお尋ねいただければと思います。

非常に長時間にわたり、御審議いただきましてありがとうございます。以上を持ちまして、審議会の議事は終了したいと思います。事務局へお返しいたします。

#### 4 閉 会

○事務局（柴田県民生活課長）

ありがとうございました。

これを持ちまして平成27年度第1回愛知県消費生活審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

## 平成27年度第1回 愛知県消費生活審議会次第

日 時 平成27年7月31日（金）

午後2時から

場 所 愛知県議会議事堂ラウンジ

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 事

- (1) 愛知県消費者教育推進地域協議会について
- (2) あいち消費者安心プラン2019（第二次愛知県消費者行政推進計画）について
- (3) 愛知県消費者行政推進計画の進捗状況の確認等について
- (4) あいち消費者安心プラン2019の平成27年度実施予定事業について
- (5) その他

平成26年度の消費生活相談の概要

### 4 閉 会

## 平成27年度第1回愛知県消費生活審議会配付資料一覧

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 配席図

【資料1】 愛知県消費教育推進地域協議会について

【資料2】 「あいち消費者安心プラン2019」の概要

【資料3】 地方消費者行政強化作戦

【資料4】 「愛知県消費者行政推進計画（平成22年度～26年度）」進捗状況一覧

【資料5】 愛知県消費者行政推進計画～平成26年度進捗状況（概要）～

【資料6】 あいち消費者安心プラン2019 平成27年度実施予定事業一覧

### 【参考資料】

- ・ あいち消費者安心プラン2019 概要版リーフレット
- ・ あいち消費者安心プラン2019 冊子
- ・ あいちクリオ通信 平成27年4月号
- ・ あいちクリオ通信 平成27年5月号
- ・ 消費者教育推進ガイド
- ・ あいち暮らしっく No.109 ～若者向け特集号～（平成26年12月発行）
- ・ あいち暮らしっく No.110（平成27年2月発行）
- ・ あいち暮らしっく No.111（平成27年5月発行）
- ・ あいち暮らしっく No.112（平成27年7月発行）
- ・ 愛知県消費生活総合センター&消費生活相談室 案内リーフレット